

忘れ物・落とし物の取扱いについて

当法人が管理する加賀市中央公園管理センターでは、忘れ物や落とし物を下記のとおり取り扱っております。

ご連絡について

- 忘れ物・落とし物の持ち主が特定可能な場合は、加賀市中央公園管理センターより連絡をさせていただきます。また、持ち主が不明なものについては、1 か月間保管しておりますのでご本人様よりご連絡ください。

忘れ物・落とし物の区分について

- 加賀市中央公園管理センターにて保管する忘れ物・落とし物は、「現金・貴重品※1」と「簡易物件※2」に区分しております。

現金・貴重品について

- 現金・貴重品は、拾得後1週間以内に所管の交番へ届け出します。お早めにご連絡ください。

簡易物件について

- 加賀市中央公園内での簡易物件のお預かり期間は、1 ヶ月とさせていただきます。
- 期間を過ぎたものは原則として廃棄処分となりますのでご了承ください。

忘れ物・落とし物が見つからない場合

- 忘れ物・落とし物が見つからない場合は、警察署・交番・駐在所へ届出することをお勧め致します。
- ※1「現金・貴重品」とは、財布(現金)、クレジットカード、カメラ、携帯電話、時計、貴金属等の一定の価値がある物件です。
- ※2「簡易物件」とは、一定の価値がある物で、現金、貴重品以外の物件です。(遊具、鍵、メガネ、空の財布等を含みます。)忘れ物・落とし物が見つからない場合

お問い合わせ先について

- 加賀市中央公園管理センター
- 〒922-0431 石川県加賀市山田町リ 245 番地 2
- 電話番号:0761-73-3432
- 受付時間帯 8:30 から 17:15 (年末年始は休み)